当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

2012 年度第3回研究会報告書

東アジア・東南アジア大陸における文化圏の形成と他文化圏との接触―タイ文 化圏を中心として―

平成24年度第3回研究会

日時: 2012年10月6日(土)午後2時00分から6時30分

場所: 東京外国語大学 AA 研棟マルチメディア会議室 (304)

報告:

望月直人(京都大学東洋史博士課程)

「清緬「カウントン協定(1769 年)」の性質—漢文史料から見たる『中華』の国際 秩序参画」

「清緬「カウントン協定」(1769年)の性質―漢文史料から見たる「中華」の国際秩序参画」

1760年から1769年まで、清朝中国とコンバウン朝ビルマの間で激しい戦争が行われた。 この戦争を終結させるため、1769年12月ビルマ北部のカウントンで講和交渉がなされ、これにより両者は停戦した。

この清緬戦争は乾隆帝の「十全武功」の一に数えられるが、先行研究で明らかなように、 清朝側は苦戦の末和議にこぎつけたもので、いきおい中国の世界観を一方的に押し付けて 終結することができなかった。そのため、現地では「契約」的な取り決めをもって処理し ている。このため、「カウントン協定 Treaty of Kaungtoun」と描写されてもいる。

しかしながら、清朝にとって他者との契約的な処理は、自己の世界観と衝突するもので、 そのまま北京朝廷へ報告しがたいものであった。とはいえ、ビルマ側には契約的な処理に 従っていることをアピールする必要がある。また、全くの虚偽報告を朝廷に送ることは、 朝廷が誤った指示を下す危険性をはらむ。そのため、現地の「契約」取り決めの枠組みを 守りつつ、自己の世界観にも即した描写で朝廷とやり取りしていったと考えられる。

俗に「精神勝利法」と呼ばれるようなロジックは、対外政策において、自己の世界観と 矛盾する処理を可能にするための方法という側面がある。言い換えれば、中国は自己の世 界観の堅持と外来の枠組みの許容・受容を両立させるための論理構築を綿々と培ってきた ということができるであろう。その一つの事例として「カウントン協定」を論じた。(望月)

望月氏**の発表に対して活発な質疑応答が行なわれた**。渡邊佳成共同研究員は、望月氏 が論じるように清朝の官僚が残す史料には現場で中華意識を離れた形で実務が行われたが、 それだけでは清朝の官僚やビルマ王朝がその協定を現在の意味でいう treaty と意識してい たかまで言えないではないかと指摘した。また渡邊氏は、外交の現場で協定締結方法として使用された盟誓がそもそも上座佛教圏の慣行であるという主張については、再検討の余地があるのではないかと提案した。さらに、片岡樹共同研究員からは、望月氏の発表のキーワードとして双務性が利用されているが、発表の内容からしてそれが的確かどうか、考え直す必要はあるのではないかとの意見が提示された。 (唐立)